

## 送迎について

ショートステイ利用中に保育園や学校等に通う場合、施設職員が徒歩またはタクシーで送迎を行います。

(送迎先) 保育園・幼稚園・こども園、小学校、

学童保育クラブ、放課後等デイサービス

※施設↔自宅間、習い事の送迎はしません。

(送迎費用) 徒歩を除き、タクシーで職員が送迎を行った場合には、下表に示す利用者負担が必要です。

※送迎当日の交通状況によっては、やむをえず公共交通機関を利用する場合があります。その場合の送迎費用は、タクシー利用時と同様の扱いです。

※送迎を利用する場合には、ショートステイ利用の旨

(送迎者変更について) をお子さんの通園・通学先に必ず事前に連絡してください。

| 送迎方法                               | 利用者負担<br>(1回あたり) |        |
|------------------------------------|------------------|--------|
| 徒歩<br>(国道246号線以北に、<br>送迎先がある場合に限る) | 0円               |        |
| タクシー                               | 料金1,000円未満       | 実費     |
|                                    | 料金1,000円以上       | 1,000円 |

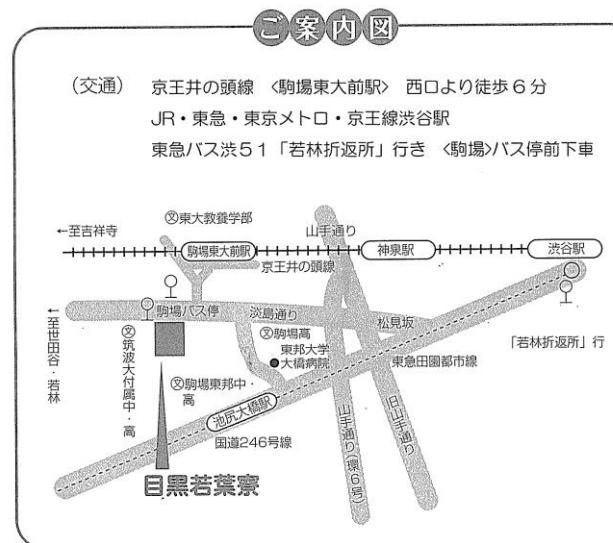


## お子さんを預かる場所

### 児童養護施設「目黒若葉寮」

所在地：目黒区大橋2-19-1

電話番号：03-3466-0261



## 申請・問い合わせ先

### 目黒区こども家庭センター 事業係

所在地：目黒区鷹番2-16-15

電話番号：03-5722-6836

令和7年1月版

## 目黒区

# 子どもショートステイ事業の

## ご案内



## 目黒区こども家庭センター

## 子どもショートステイとは…

保護者の方が入院、出産、仕事の出張等の理由で、一時的にお子さんを養育できないときに、施設において宿泊を伴った一時預かりをします。

### 利用対象

目黒区内に住む2歳から小学6年生までのお子さん

### 利用期間

1か月につき7日以内

### 利用定員

1日1名

### 利用料金

1泊2日1人あたり6,000円

(以後1日ごとに3,000円加算)

●きょうだいで利用の場合は、料金×人数分となります。

●生活保護受給世帯は無料、住民税非課税世帯は半額で利用できます（証明書類が必要です※<sup>1</sup>）。

●利用後に施設から支払いのご案内があります。

ご案内に基づいて料金をお支払ください。

●前日17時以降のキャンセルは、1泊分の取消料がかかります。

### 利用要件

保護者が次の①～⑤のいずれかに該当し、他に養育者がいない場合に限ります。

- ① 病気や出産のため入院・療養するとき
- ② ご家族の病気等で、介護・看護が必要なとき
- ③ 事故や災害にあったとき
- ④ 仕事の出張や冠婚葬祭等で夜間不在になるとき
- ⑤ 育児疲れや育児不安等により養育が困難なとき

※⑤の場合、こども家庭センター職員が家庭訪問等により、ご家庭の状況をお聞きします。

## 利用の流れ

(事務処理上、異なる場合があります)



### 1 お問い合わせ

お子さんの年齢や利用要件、利用希望期間等をこども家庭センター（TEL 03-5722-6836）あてにお電話ください。  
利用要件にあてはまるか確認を行います。

### 2 施設の見学

初めて子どもショートステイを利用する場合は、お子さんと一緒に施設の事前見学が必要です。見学の日程について、目黒若葉寮（TEL 03-3466-0261）に連絡してください。施設職員から利用にあたっての説明や、利用する部屋等を案内します。2回目以降の利用である場合は、見学不要です。

### 3 予約

見学が終わりましたら、予約をしてください。予約先はこども家庭センター（TEL 03-5722-6836）です。  
予約は利用開始日1か月前からです。

### 4 窓口にて申請

利用開始日の7日前（土日・祝日・年末年始を除く）までに、こども家庭センター窓口へお越しください。申請書と必要書類※<sup>2</sup>をご提出いただきます。

### 5 利用決定

審査の上、「利用決定通知書」を送付しますので、ご確認の上、当日をお迎えください。  
利用日前には目黒若葉寮から打合せのお電話があります。

### ※<sup>1</sup> 証明書類について

生活保護受給世帯・住民税非課税世帯については、利用料金が無料または半額になるため、生活保護受給者証または非課税証明書をご提出いただく場合があります。  
(公簿等により確認がとれる場合は、不要です)

### ※<sup>2</sup> 必要書類について

窓口で申請する際には、申請書の他に利用要件を証明する書類等が必要になります。  
(例) 病気の場合は診断書や入院計画書、仕事による出張の場合は出張証明書や勤務証明書等

### 送り迎えの時間

送り時間 9:00～21:00

迎え時間 7:00～21:00

●決められた時間に遅れないようにしてください。

遅れる場合の連絡は、直接施設にご連絡ください。

### ○施設職員等による虐待の通報相談窓口

子どもショートステイにおいて、施設職員等による虐待を発見した場合は、目黒区こども家庭センター事業係（03-5722-6836）にご連絡ください。

